

令和 2 年 9 月

第 4 回（定例会）

香芝市議会追加議案

香 芝 市

目 次

議第52号	香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正することについて----- 1 頁
-------	---

議第52号

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和2年9月18日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和2年10月1日から同月31日までの間、特別職の職員の給料月額
は、第3条及び別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その
額に市長にあつては100分の10を、副市長及び教育長にあつては100
分の5をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。